



茨城県報 第1169号

平成12年 6 月 19 日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (高齢福祉課)	1
●使用料の徴収事務の委託 (商工政策課)	2
●茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	2
●道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課)	3
●道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課)	4
(選挙管理委員会)	
●政治団体の設立届出.....	4
●政治団体の届出事項の異動届出.....	5

公 告

●地籍調査の成果認証 (農村環境課)	7
●都市計画案の縦覧 (都市計画課)	7
●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞 (水産事務所)	8

訓 令

●茨城県交通災害見舞金等審査委員会規程の一部を改正する訓令 (生活文化課)	8
---	---

告 示

茨城県告示第766号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第75条の規定に基づく、事業の廃止の届け出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成12年6月19日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	廃止年月日
社会福祉法人 長寿の森	阿見翔裕園訪問介護 ステーション	稲敷郡阿見町阿見字 阿見原5137番地	訪問介護	平成12年6月1日



茨城県告示第767号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり、茨城県テクノデザインセンターの機器の利用に係る料金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年6月19日

茨城県知事 橋 本 昌

1 受託者

株式会社ひたちなかテクノセンター

2 委託に係る料金

茨城県テクノデザインセンターの機器の利用に係る料金

3 委託期間

平成12年4月1日から平成13年3月31日

茨城県告示第768号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程(平成3年茨城県告示第128号)の一部を次のように改正する。

平成12年6月19日

茨城県知事 橋 本 昌

第3条を次のように改める。

(中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率)

第3条 利子補給の対象となる中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

資金の種類		貸付対象者		B
		A		
		貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	
加工流通施設整備資金	融資機関が要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年 1.0 %	年 1.0 %	年 0.9 %
	融資機関が上記以外の場合	年 0.15 %	年 0.15 %	年 0.05 %
保健機能増進施設整備資金	融資機関が要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年 1.25 %	年 1.25 %	年 1.15 %
	融資機関が上記以外の場合	年 0.4 %	年 0.4 %	年 0.3 %

(注) 1 「A」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のAをいう。

2 「B」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のBをいう。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

融資機関	貸付対象者	
	農 林 漁 業 者	農 業 協 同 組 合 等
要綱第3の2のア, ウ及びオの場合	年 1.25%	年 1.25%
上 記 以 外 の 場 合	年 0.4%	年 0.4%

(注) 1 「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又は要綱第3の1の(3)に規定する第3セクターをいう。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成12年4月21日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第769号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年6月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年6月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 水戸神栖線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
水戸市笠原町978番42から	旧	最大 49.5 最小 35.0	15	
水戸市笠原町978番42まで	新	最大 59.8 最小 35.0	15	ポケットパーク 置

茨城県告示第770号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年6月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年6月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 岩瀬土浦自転車道線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字酒寄字和尚塚350番1地先から 真壁郡真壁町大字酒寄字和尚塚211番1地先まで	旧(A)	メートル 最大 8.8 最小 5.0	メートル 42	
真壁郡真壁町大字酒寄字和尚塚350番1地先から 真壁郡真壁町大字酒寄字和尚塚211番1地先まで	(A)	最大 8.8 最小 5.0	42	迂回路設置
真壁郡真壁町大字酒寄字和尚塚214番2地先から 真壁郡真壁町大字酒寄字和尚塚210番3地先まで	新 (B)	最大 11.2 最小 4.0	48	

茨城県告示第771号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年6月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年6月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 水戸神栖線
- 2 供用開始の区間 水戸市笠原町978番42から
水戸市笠原町978番42まで
- 3 供用開始の期日 平成12年6月19日

茨城県告示第772号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成12年6月19日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年6月19日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 岩瀬土浦自転車道線
- 2 供用開始の区間 真壁郡真壁町大字酒寄字和尚塚214番2地先から
真壁郡真壁町大字酒寄字和尚塚210番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年6月19日

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成12年6月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 二井矢 敏 朗

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新 政 会 (橋本まさみ後援会)	金 子 眞 弓	金 子 眞 弓	新治郡玉里村川中子1612	12. 5 . 1
淀川茂樹後援会	廣 木 俊 男	宮 崎 亮 一	東茨城郡御前山村長倉994	12. 5 . 10
政 党 自 由 連 合 会 茨 城 県 本 部	郡 司 孝 夫	坂 内 謙 一	東茨城郡茨城町長岡187 - 1	12. 5 . 11

茨城県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成12年6月19日

茨城県選挙管理委員会委員長 二井矢 敏 朗

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	日 本 行 政 書 士 盟 連 茨 城 県 支 部			水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル5 F	12. 5 . 8
旧				水戸市大町3 - 4 - 36 大町ビル3 F	
新	小 林 靖 男 後 援 会	秋 田 修			12. 5 . 9
旧		坂 入 計			
新	茨 城 県 水 産 業 振 興 会 政 治 連 盟	篠 崎 道 雄	山 田 静 男		12. 5 . 15
旧		飛 田 謙 蔵	篠 崎 道 雄		
新	佐 藤 ゆ み 子 環 境 生 活 研 究 会			水戸市中央1 - 5 - 6	12. 5 . 15
旧				水戸市南町3 - 6 - 27 ウイング南ビル3 F	
新	自 民 党 緒 川 支 部	栗 田 光 男		那珂郡緒川村上小瀬1986番地	12. 5 . 15
旧		本 橋 典 男		那珂郡緒川村大字小舟2858番地	
新	自 由 民 主 党 玉 造 支 部	坂 本 俊 彦		行方郡玉造町手賀212	12. 5 . 15
旧		野 原 淳 一 郎		行方郡玉造町手賀1497	
新	民 主 党 茨 城 県 総 支 部 連 合 会			水戸市中央1 - 5 - 6	12. 5 . 15
旧				水戸市南町3 - 6 - 27 ウイング南ビル3 F	
新	民 主 党 茨 城 県 第 1 区 総 支 部			水戸市中央1 - 5 - 6	12. 5 . 15
旧				水戸市南町3 - 6 - 27 ウイング南ビル3 F	

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	明日の八郷町を 考 え る 会			新治郡八郷町柿岡275	12. 5. 16
旧				新治郡八郷町小埜152	
新	ぬかが福志郎会 後 援 会	坂 本 常 蔵			12. 5. 16
旧		谷 田 二 郎			
新	真家まさすけを 育 て る 会			新治郡八郷町柿岡275	12. 5. 16
旧				新治郡八郷町宇治会61	
新	自 民 党 旭 村 支 部	関 根 源 三	小 沼 公 志	鹿島郡旭村上釜280 - 1	12. 5. 18
旧		加 藤 一 郎	梅 原 忠 勝	鹿島郡旭村勝下364	
新	自 民 党 茨 城 県 連 友 部 支 部	海老沢 勝 男	石 崎 晃		12. 5. 18
旧		山 口 俊 一	神 崎 薫		
新	自 民 党 鉾 田 西 部 支 部		小松崎 広		12. 5. 18
旧			二重作 茂兵衛		
新	自 民 党 守 谷 支 部	小 川 一 成	又 来 成 人	北相馬郡守谷町高野646	12. 5. 18
旧		大久保 隆 司	吉 田 清 志	北相馬郡守谷町守谷甲463番地	
新	税 理 士 に よ る 梶山弘志後援会				12. 5. 19
旧	税 理 士 に よ る 梶山静六後援会				
新	自 民 党 茨 城 県 連 友 部 支 部			西茨城郡友部町南小泉1125	12. 5. 22
旧				西茨城郡友部町矢野下645	
新	郡 司 孝 夫 後 援 会			水戸市河和田町西中曾根3956 - 1	12. 5. 29
旧				水戸市千波町1294 - 13坂内譲方	
新	自由民主党茨城県 第四選挙区支部	梶 山 弘 志			12. 5. 29
旧		梶 山 静 六			
新	茨 城 県 水 質 保 全 政 経 研 究 会			水戸市三の丸3 - 11 - 13	12. 5. 30
旧				水戸市中央2 - 9 - 2	

~~~~~

## 公 告

### ●地籍調査の成果認証

那珂郡那珂町の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成12年6月19日

茨城県知事 橋 本 昌

|              |                                               |
|--------------|-----------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称   | 那珂郡那珂町                                        |
| 成果の名称        | 地籍図及び地籍簿                                      |
| 調査を行った地域及び期間 | 那珂郡那珂町大字戸崎の一部<br>平成10年12月1日から<br>平成11年2月18日まで |
| 認証年月日        | 平成12年6月12日                                    |

### ●都市計画案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、取手都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができる。

平成12年6月19日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 都市計画の種類

道路（3・4・5 新道・みずき野線）

#### 2 都市計画を定める土地の区域

##### (1) 追加する部分

取手市 大字下高井 字甚五郎崎の一部

大字野々井 字谷原の一部

##### (2) 削除する部分

取手市 大字下高井 字甚五郎の一部

大字野々井 字谷原の一部

#### 3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 取手市都市整備部都市計画課

#### 4 縦覧期間

平成12年6月19日から平成12年7月3日まで

## ●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（昭和43年茨城県規則第49号）第51条の規定による行政処分に関する聴聞を次のとおり行うので、茨城県聴聞規則（平成6年茨城県規則第82号）第9条の規定により公告する。

平成12年6月19日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 榎 田 昭

- 1 聴聞事項 霞ヶ浦北浦海区における漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞
- 2 期 日 平成12年7月5日（水）  
午前9時30分から午後4時30分まで
- 3 場 所 茨城県土浦市真鍋5丁目17番26号  
土浦合同庁舎 第1分庁舎 2F 第3会議室

---

## 訓 令

---

## 茨城県訓令第12号

茨城県交通災害見舞金等審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成12年6月19日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県交通災害見舞金等審査委員会規程の一部を改正する訓令

茨城県交通災害見舞金等審査委員会規程（昭和44年茨城県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 保健福祉部厚生総務課長

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1111 (代)